

令和6年7月26日

山 都 町 議 会
議長 藤澤 和生 様

経済建設常任委員長 眞原 誠

委員会審査報告書

認定第2号 令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本委員会に付託された令和5年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

(意見)

令和5年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算について議会の議決が求められている。

審査の結果、当年度未処分利益剰余金222,526,241円のうち、150,000,000円を建設改良積立金に積み立て、72,526,241円を繰越利益剰余金とする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

山都町水道事業は、生活飲料水等の常に安定した良質な水道水の供給が求められており、令和5年度の給水戸数4,810戸（前年比60戸減）、給水人口8,449人（前年比298人減）に年間995,122m³（前年比28,709m³減）が給水されている。

このような中、近年頻発する自然災害による送水管施設の損傷、管・施設の老朽化及び空き家（無管理状態）による漏水などにより有収率65.42%（前年比1.26ポイント減）となっている。

今後も給水人口の減少、水道管施設の老朽化が進む中、水道事業の維持管理に更に努められるように切望する。